

裾野市優良田園住宅建設計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。以下「法」という。）第4条に基づく優良田園住宅建設計画の認定に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の事前協議)

第2条 法第4条第1項の認定を受けようとする者は、あらかじめ認定を受けようとする優良田園住宅建設計画について市長に協議するものとする。

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、優良田園住宅の建設に関する事前協議申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 優良田園住宅建設計画書（様式第2号）
- (2) 計画区域の位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (3) 計画区域の区域図（縮尺5,000分の1以上）
- (4) 計画区域の公図の写し
- (5) 計画区域の土地全部事項証明書
- (6) 計画区域の敷地求積図
- (7) 計画区域の現況写真
- (8) 計画区域内の土地利用計画図（縮尺250分の1以上）
- (9) 計画区域内の建設予定の住宅の平面図、立面図及び求積図（縮尺200分の1以上）
- (10) 想定浸水深が分かる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(認定の申請等)

第3条 法第4条第1項の認定を受けようとする者は、事前協議を経た後、優良田園住宅建設計画認定申請書（様式第3号）の正本1部及び副本2部のそれぞれに前条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定をする場合にあっては優良田園住宅建設計画認定書（様式第4号。以下「認定書」という。）を、認定をしない場合にあっては優良田園住宅建設計画不承認通知書（様式第5号）を、当該申請者に通知するものとする。

(認定の変更申請等)

第4条 法第4条第6項の優良田園住宅建設計画の変更認定を受けようとする者は、優良田園住宅建設計画変更認定申請者（様式第6号）の正本1部及び副本2部のそれぞれに第2条第2項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の認定をする場合にあっては優良田園住宅建設計画変更認定書（様式第7号。以下「変更認定書」という。）を、変更の認定をしない場合にあっては優良田園住宅建設計画変更不承認通知書（様式第8号）を、当該申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第5条 法第4条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた優良田園住宅建設計画に係る優良田園住宅の建設が完了したときは、建設工事が完了した日から起算して10日以内に、優良田園住宅建設完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し
- (2) 工事写真
- (3) 優良田園住宅建設完了後の写真

（申請の取下げ）

第6条 第3条第1項又は第4条第1項の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下げ書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第7条 認定書の交付を受けた者が、優良田園住宅の建設を取りやめるときは、取りやめ申出書（様式第11号）に認定書（変更認定書の交付を受けた者にあっては、認定書及び変更認定書）を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。